

事務事業の概要

事務事業名	雇用、勤労者対策事業		担当課	産業振興部商工労働課	
対 象	地元での就職を希望する学生及び求職者、市内の労働福祉団体及び市内に居住・勤務する労働者		事業期間		
目 的	地元企業への就職による地域経済の後継者を育成する。市内に居住、勤務する労働者に対して労働者福祉の向上を図る。				
根拠法令等					
内 容	・市内に居住する未就職者及び離職者の生活環境の安定的な向上を図るため、職業相談員を配置し、求人や求職情報の収集及び提供などの職業相談業務にあたり、就労支援に取り組みました。 ・「いが若者サポートステーション」等と連携し、臨床心理士によるカウンセリング経費に対して支援を行いました。 ・地域協働事業、学習支援、文化体育活動など、勤労者福祉事業を運営する伊賀地区労働者福祉協議会への支援を行いました。 ・名張市、上野商工会議所、伊賀市商工会、名張商工会議所との共催により、U・J・Iターンを含むWEB版合同就職セミナーを開催しました(開催日:①令和3年4月21日～24日 ②令和4年3月4日、参加企業:69社、参加者:73人)。セミナー開催後のフォローアップとして、学生や求職者と参加企業のマッチングを後押しするとともに、企業(受入側)を対象とした勉強会も実施し、更なる地元雇用の促進を図りました。 ・勤労者の生活安定、福祉向上のため、金融機関と連携して資金の融資を行いました。 ・若者世代への産業プロモーションとして、三重大学生に伊賀地域の企業をオンライン見学する機会を提供しました。 (開催日:①令和3年9月10日 ②令和3年9月13日 ③令和3年9月21日 ④令和3年9月22日、参加企業:8社、参加者:のべ694人)				
事業に要した 主な経費 など	経費		金額	摘要	
	報償費		67,500円	若年無業者自立支援促進事業臨床心理士謝礼	円
	委託料		1,267,200円	産業プロモーション事業委託料	円
	負担金、補助金及び交付金		315,910円	勤労者福祉事業補助金	円
			270,000円	U・J・Iターン促進事業負担金	円
			220,000円	その他負担金(4件):三重県職業能力開発協会負担金	6,000円
			円	:労務対策協議会負担金	200,000円
			円	:研修会等参加負担金	4,000円
			円	:人権学習企業等連絡会負担金	10,000円
	貸付金		40,000,000円	勤労者住宅・生活資金融資貸付金	円
	その他		131,599円	職業相談員活動等旅費・消耗品費	円
	計		42,272,209円	0	円

補助金等詳細

		項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)
全体コスト(千円)	事業費	直接事業費	国県支出金	0	713	713	国県支出金(地方創生推進交付金):713千円 その他(勤労者住宅・生活資金融資貸付金元利収入):40,000千円
			地方債	0	0	0	
			その他	40,000	40,000	40,000	
			一般財源	1,015	2,331	1,560	
			合計(A)	41,015	43,044	42,273	
	人件費	正規職員	業務量	0.63 人	0.63 人	0.20 人	
			人件費	4,921	4,892	1,553	
		再任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
			人件費	0	0	0	
		会計年度任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	1.00 人	
			人件費	0	0	1,596	
		小計(B)	4,921	4,892	3,149	3,165	
	合計(A+B)		45,936	47,936	45,422	3,165	
	市民1人当たりのコスト(円)		508	538	509	37	

指標	指標名	指標の説明	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	内定者数	合同就職セミナーをきっかけとして内定した人数(前年実績値)	人	目標	4	4	5	6
				実績	4			
	指標化できない成果	0		達成	100.0%			

方向	継続	課題	・合同就職セミナーへの参加者数が少ない。 ・令和3年度で終了した産業プロモーション事業に代わる、若い人に地域の企業を知ってもらう機会の創出が必要になっている。
		改善案	I・II.参加者が増えるよう合同就職セミナーの開催時期や広報活動内容の見直しを行う。 労務対策協議会など関係機関と連携し、成果が出るよう新たな施策を検討する。

補助事業名	勤労者福祉事業補助金					施策No.	3-5-1		
交付の目的	労働団体の育成を図る。								
交付先・交付要件									
事業内容	労働団体が行う各種福祉事業に要する経費								
根拠法令等	産業振興部関係補助金等交付要綱								
事業開始年度	—					契約・債務負担	無		
財源・率	0					上乗せ・範囲拡大	無		
補助実績等 （千円）	H26	800	H27	800	H28	800	H29	800	
	H30	800	R1	800	R2	244	R3	316	
目的の達成状況 （何が、どうなれば達成か）	労働団体の育成を図ることが出来ている。								
補助対象経費	事業部活動費（事業用物品購入費、会場借上料等）								
補助金額・補助率 の算出根拠	無		類似制度、同一団体 への重複補助の有無		無		終期設定の有無		無
性質別分類	4. その他事業費補助		「団体運営補助」である 場合の事業費補助 への移行策		無				

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		継続	その理由	地域協働、学習活動、文化体育活動など勤労者福祉事業を行うため	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	被補助団体が自主財源で活動できるようになるまで続ける。		対象と金額	被補助団体が自主財源で活動できるようになるまで現状のままとする。

●補助金等の評価(指針「5 その他の取り組み」参照) ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	労働団体の育成を図ることが出来た。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	地域協働、学習活動、文化体育活動など勤労者福祉事業を行うため継続する。
令和元年	労働団体の育成を図ることが出来た。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	地域協働、学習活動、文化体育活動など勤労者福祉事業を行うため継続する。
令和2年	コロナ禍で事業縮小となったが労働団体の育成を図ることが出来た。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	地域協働、学習活動、文化体育活動など勤労者福祉事業を行うため継続する。
令和3年	コロナ禍で事業縮小となったが労働団体の育成を図ることが出来た。	実績報告書の内容を精査したところ適切に事業が実施されていた。	地域協働、学習活動、文化体育活動など勤労者福祉事業を行うため継続する。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
必要性・効果	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
団体の自立性	同一分野のなかで、特定団体(地域)を対象とした補助金ではない。	-	伊賀地区で労働者福祉事業を実施する労働団体への補助であるため。
	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	-	目的達成のためには継続的な支援が必要であるため。
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠	この補助金は、どういう団体に、何の根拠で、何について補助しているか説明願いたい。	伊賀地区労働者福祉協議会への補助金で、労働団体の育成を目的としている。勤労者福祉に対する事業経費である。					他自治体でも同様の制度があると思うが少数である。
	この補助金に法的な義務はあるのか？	ない。					セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容
	伊賀地区労働者福祉協議会の構成について説明願いたい。	労働組合20団体が加盟しているうち、600人規模の団体もある。					
積算根拠	80万円の補助金額は過去に見直した経緯はあるか？	補助金を減額した経緯がある。					補助金制度が必要であるならば、少なくとも事業補助に切り替えるべきである。
							対象経費も何に補助するのか明らかにすべきである。
							現代において労働団体の育成が必要なのか疑問である。労働者にとって何が大事なのかを検証する必要がある。
終期設定							終期は必ず設定して、3年後くらいには廃止に向けてルールを変えるべき。
自己負担・決算内容					決算報告書では、メーデーから園芸教室までが補助対象の福祉事業であり、チャリティゴルフコンペや共同購入等は補助対象外と思われるが、その内訳は誰が決めているか？	伊賀地区労働者福祉協議会からの報告であり、市が決めているわけではない。	決算書では繰越金があるため資金に余裕があるのではないか。無理に活動しているならば縮小を検討すべきである。
公益性	同一団体への重複の補助は無いという認識でよいか？	無いと思う。					コロナ禍で労働者の立場が弱くなっているところもあるので、組合補助自体には必要性を感じるが、実績報告書の内容をみると事業の目的に沿っておらず、縮小・廃止の検討が必要と言わざるを得ない。なんでも相談会は悪くは無いと思うが、マンネリ化による園芸教室ならば、労働者の福祉の向上との関連性は乏しく、補助金の削減を検討することになるのではないか。労働者の支援は一概には否定できないため事業内容は必ず見直す必要がある。
							この団体の育成が伊賀市にとって必要か否かの視点で方向性を判断する必要がある。
公平性・透明性							
行政関与の必要性	県下の他自治体の事例を調べたことはあるのか？	最近は調べていない。	伊賀地区労働者福祉協議会の本部が置かれた建物の所有者は？	健康福祉部が所管している伊賀市総合福祉会館の一角にある。			そもそも、補助金として支出する必要があると考える。昔からある補助金だとは思いますが、今の社会情勢を鑑みて必要があるとは思えない。優先度は極めて低いと考える。
補助の効果（成果指標）							伊賀市全体的に言えることであるが、補助金の目的と、その効果が合致していない。本来は、補助金の目的があり、それに比例して要綱ができ、積算根拠、目指す成果が必要である。
今後の方向性							自主財源で運営できる団体であると考えられる。精査が必要。
他事業への横展開							

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
個別論点ごと	積算根拠	現代において労働団体の育成が必要なのか疑問である。労働者にとって何が大事なのかを検証する必要がある。	現代において労働団体の育成が必要であるのか(労働者にとって何が大事なのか)を、県下の他自治体の事例等を参考にしながら検証する。	令和6年度の予算要求時まで
	受益者負担・決算内容	決算書では繰越金があるため資金に余裕があるのではないか。無理に活動しているならば縮小を検討すべきである。	新型コロナにより活動が制限された分、繰越金が多く発生した。新型コロナ等の変則的な対応を要しない場合において、自主財源で十分な活動できないか精査する。	令和6年度の予算要求時まで
	公益性	実績報告書の内容をみると事業の目的に沿っておらず、縮小・廃止の検討が必要と言わざるを得ない。労働者の支援は一概には否定できないため事業内容は必ず見直す必要がある。	事業内容が労働者の生活向上・福祉充実と関連性があるのかを精査した上で、事業内容及び補助対象経費の見直しを検討する。	令和6年度の予算要求時まで
	公益性	当団体の育成が伊賀市にとって必要か否かの視点で方向性を判断する必要がある。	当団体に対する育成の要否について、県下の他自治体の事例等を参考にしながら判断する。また、必要との判断に至った場合でも、補助金については段階的に削減することを視野に検討する。	令和6年度の予算要求時まで
	行政関与の必要性	そもそも、補助金として支出する必要がないと考える。昔からある補助金だとは思うが、今の社会情勢を鑑みて必要性があるとは思えない。優先度は極めて低いと考える。	県下の他自治体の事例を調査した上で、行政関与(補助金交付)の必要性を検証する。	令和6年度の予算要求時まで
本事業に関する今後の部局方針		継続		
上記理由		県下の他自治体の事例を調査した上で、自主財源との兼ね合いも考慮し、段階的に削減することを視野に検討する。		

①

諮問時の視点	●本補助金の目的である「労働団体の育成」の必要性や効果が明確でなく、また、実績内容も団体の福利厚生のようなものになっていることから、団体の活動は自主財源で賄って頂き、補助金は廃止が適当ではないか。 ●継続させる場合には、示された期間内での検証ではなく、期間内に検証結果を反映させる必要があるのではないか。
--------	---

②

審査結果	
上記審査結果に対して付される意見	
その他審査時の主な意見	

行政事務事業評価審査委員会